

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称	リトルファミリー少額短期保険株式会社			
■取組方針掲載ページのURL	https://www.littlefamily-ssi.com/corporate/fiduciary_duty/			
■取組状況掲載ページのURL	https://www.littlefamily-ssi.com/corporate/fiduciary_duty/			
原 則	原 則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	
原則2	【顧客の最高の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最高の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めすべきである。	実施	お客さま本位の業務運営に関する方針 1.~「ちいさな家族」と共に～ お客さま本位の業務運営に努めます。 2.お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します。 4.お客さまに寄り添った事故対応を実践します。 5.お客さまからお預かりした保険料を安全に運用します。 7.お客さまの声に寄り添って、品質改善に活かします。 8.すべての役職員で「ちいさな家族」を支えます。	お客さま本位の業務運営に関する方針 1.~「ちいさな家族」と共に～ お客さま本位の業務運営に努めます。 2.お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します。 4.お客さまに寄り添った事故対応を実践します。 5.お客さまからお預かりした保険料を安全に運用します。 7.お客さまの声に寄り添って、品質改善に活かします。 8.すべての役職員で「ちいさな家族」を支えます。
注	金融事業者は、顧客との戦略に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最高の利益を因にことより、自らの安定した顧客基盤と収益につなげていくことを目指すべきである。	実施	お客さま本位の業務運営に関する方針 1.~「ちいさな家族」と共に～ お客さま本位の業務運営に努めます。 2.お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します。	お客さま本位の業務運営に関する方針 1.~「ちいさな家族」と共に～ お客さま本位の業務運営に努めます。 2.お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します。
原則3	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらじめ策定すべきである。	実施	お客さま本位の業務運営に関する方針 6.お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切に業務を行います。	お客さま本位の業務運営に関する方針 6.お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切に業務を行います。
注	金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響について考慮すべきである。 ・販売商品やサービスに携わる金融事業者が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供元に携わる金融事業者が同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨する場合 ・同一体又はグループ内に法務部門や運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人・法務部門間で取引関係等を有する企業を選ぶ場合	実施	お客さま本位の業務運営に関する方針 6.お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切に業務を行います。	お客さま本位の業務運営に関する方針 6.お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切に業務を行います。
原則4	【手数料等の明確化】 金融事業者は、顧客と手数料の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	非該当	参考：金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する方針」との関連性	参考：金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する方針」との関連性
注	【重要な情報の分化や一括提示】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	お客さま本位の業務運営に関する方針 3.お客さまのご理解・ご納得を得られる説明に努めます。	お客さま本位の業務運営に関する方針 3.お客さまのご理解・ご納得を得られる説明に努めます。
注1	重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失(その他)リスク、取扱条件 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象としているもの ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む) ・顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれに対する取引又は業務に及ぼす影響	実施	お客さま本位の業務運営に関する方針 3.お客さまのご理解・ご納得を得られる説明に努めます。	お客さま本位の業務運営に関する方針 3.お客さまのご理解・ご納得を得られる説明に努めます。
注2	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨する場合には、個別に購入することができるのか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化しない場合を顧客に示すなどして、それがより分かり易い簡潔な情報について提供すべきである(注2)～(注5)は手数料等の情報を示すものにおいても同じ。	非該当	参考：金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する方針」との関連性	参考：金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する方針」との関連性
注3	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない情報又は必要な情報提示を行うべきである。	実施	お客さま本位の業務運営に関する方針 3.お客さまのご理解・ご納得を得られる説明に努めます。	お客さま本位の業務運営に関する方針 3.お客さまのご理解・ご納得を得られる説明に努めます。
注4	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複数種に見合った情報提示を、分かりやすくて読みやすい形で示す。 複数種又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同一種類の商品の内容を比較することが容易となるように記載して、資料を用いつつ、リスクリターンの関係などを踏まえて説明を含め、より分かりやすくて丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	非該当	参考：金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する方針」との関連性	参考：金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する方針」との関連性
注5	金融事業者は、顧客に対して情報提供する際には、情報的重要性に応じて区別し、より重要な情報について特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	お客さま本位の業務運営に関する方針 3.お客さまのご理解・ご納得を得られる説明に努めます。	お客さま本位の業務運営に関する方針 3.お客さまのご理解・ご納得を得られる説明に努めます。
注6	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行るべきである。	実施	お客さま本位の業務運営に関する方針 3.お客さまのご理解・ご納得を得られる説明に努めます。	お客さま本位の業務運営に関する方針 3.お客さまのご理解・ご納得を得られる説明に努めます。
注1	金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に際し、以下の点に留意すべきである。 ・顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプランを踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行なうこと ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各条法の特長を超えて説明的・類似商品・サービス代替品・サービスの内容(手数料を含む)と比較して行なうこと ・金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行なうこと	非該当	参考：金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する方針」との関連性	参考：金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する方針」との関連性
注2	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等の場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	非該当	参考：金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する方針」との関連性	参考：金融庁「顧客本位の業務運営に関する方針」と当社「お客さま本位の業務運営に関する方針」との関連性
注3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性等を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においては、それを十分に理解した上で、自らの責任の下、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行なうべきである。	実施	お客さま本位の業務運営に関する方針 2.お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します。 3.お客さまのご理解・ご納得を得られる説明に努めます。	お客さま本位の業務運営に関する方針 2.お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します。 3.お客さまのご理解・ご納得を得られる説明に努めます。
注4	金融事業者は、特に、複数種又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取扱機関によって受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じて、該該商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じて、該該商品の販売・推奨等が適当か慎重に検討すべきである。	非該当	参考：金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する方針」との関連性	参考：金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する方針」との関連性
注5	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じて金融取扱機関による基本的な知識を得るために情報提供を積極的に行ってべきである。	実施	お客さま本位の業務運営に関する方針 2.お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します。 3.お客さまのご理解・ご納得を得られる説明に努めます。	お客さま本位の業務運営に関する方針 2.お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します。 3.お客さまのご理解・ご納得を得られる説明に努めます。
注6	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複数種又はリスクの高い金融商品の特性等に応じて、金融商品として顧客の取扱いを考慮するため、金融商品の組成に携わる金融事業者においてどのような取扱いが行われているかの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や金融商品の選定等に活用すべきである。	非該当	参考：金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する方針」との関連性	参考：金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する方針」との関連性
注7	【従業員に対する適切な勧誘・防衛措置の実施等】 金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	お客さま本位の業務運営に関する方針 8.すべての役職員で「ちいさな家族」を支えます。	お客さま本位の業務運営に関する方針 8.すべての役職員で「ちいさな家族」を支えます。
注	金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	お客さま本位の業務運営に関する方針 8.すべての役職員で「ちいさな家族」を支えます。	お客さま本位の業務運営に関する方針 8.すべての役職員で「ちいさな家族」を支えます。

補充原則 1	【基本理念】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすとともに自身の経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な資質を有する者のリーダーシップの下、顧客により良い金融商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に沿ったバランスの構築と実践を行うべきである。	実施	お客さま本位の業務運営に関する方針 2. お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します。 3. すべての役職員で「ちいさな家族」を支えます。	お客さま本位の業務運営に関する方針 2. お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します。 3. すべての役職員で「ちいさな家族」を支えます。
	【体制確立】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。 その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うことにより、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。	実施	お客さま本位の業務運営に関する方針 7. お客さまの声に寄り添って、品質改善に活かします。 8. すべての役職員で「ちいさな家族」を支えます。	お客さま本位の業務運営に関する方針 7. お客さまの声に寄り添って、品質改善に活かします。 8. すべての役職員で「ちいさな家族」を支えます。
補充原則 2	【金融商品の組成に携わる金融事業者】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から償還に至る金融商品のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。 その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うことにより、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。	実施	お客さま本位の業務運営に関する方針 7. お客さまの声に寄り添って、品質改善に活かします。 8. すべての役職員で「ちいさな家族」を支えます。	お客さま本位の業務運営に関する方針 7. お客さまの声に寄り添って、品質改善に活かします。 8. すべての役職員で「ちいさな家族」を支えます。
	【金融商品の組成に携わる金融事業者】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時に検証などPDCAサイクルを確立すべきである。	実施	お客さま本位の業務運営に関する方針 7. お客さまの声に寄り添って、品質改善に活かします。 8. すべての役職員で「ちいさな家族」を支えます。	お客さま本位の業務運営に関する方針 7. お客さまの声に寄り添って、品質改善に活かします。 8. すべての役職員で「ちいさな家族」を支えます。
補充原則 3	【金融商品の組成時の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品が顧客のニーズを満たすものであるかを勘案し、商品の持続可能な可能性や金融商品としての合理性を確認すべきである。 また、商品の複雑化やリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最高の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が得られるか情報を連携すべきである。	実施	お客さま本位の業務運営に関する方針 2. お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します。 7. お客さまの声に寄り添って、品質改善に活かします。	お客さま本位の業務運営に関する方針 2. お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します。 7. お客さまの声に寄り添って、品質改善に活かします。
	【金融商品の組成】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であることを検証するとともに、懸念性が生じない適切な検証期間の下でリスクリーン・コストの合理性を確保すべきである。	実施	お客さま本位の業務運営に関する方針 2. お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します。 7. お客さまの声に寄り添って、品質改善に活かします。	お客さま本位の業務運営に関する方針 2. お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します。 7. お客さまの声に寄り添って、品質改善に活かします。
補充原則 4	【金融商品の組成に携わる金融事業者】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の資産状況、取引経験、知識及び利害関心のニーズ等に応じて、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最高の利益を実現する観点等に取り組むべきである。また、金融商品組成後の検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報等について、事前に取決めを行るべきである。	非該当	参考：金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する方針」との関連性	参考：金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する方針」との関連性
	【金融商品の組成】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、製版全体として最適な金融商品を顧客に提供するため、顧客のニーズの把握や想定顧客属性の特定に当たり、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携や必要に応じて実態把握のための調査等に取り組むべきである。また、金融商品組成後の検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報等について、事前に取決めを行るべきである。	実施	お客さま本位の業務運営に関する方針 2. お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します。 7. お客さまの声に寄り添って、品質改善に活かします。	お客さま本位の業務運営に関する方針 2. お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します。 7. お客さまの声に寄り添って、品質改善に活かします。
補充原則 5	【金融商品の組成後の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していく商品性が確保されていない場合に、その結果を金融商品の改善や見直しにつなげるとともに、商品相成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。 また、製版全体として顧客の最高の利益を実現するため、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報等により、販売者として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているかを検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善等、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。	実施	お客さま本位の業務運営に関する方針 2. お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します。 7. お客さまの声に寄り添って、品質改善に活かします。	お客さま本位の業務運営に関する方針 2. お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します。 7. お客さまの声に寄り添って、品質改善に活かします。
	【金融商品の組成】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、懸念性が生じない適切な検証期間の下でリスクリーン・コストのバランスが適切かどうかを継続的に検証すべきである。当該検証により、商品の特徴や顧客属性等に応じて、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、他の金融商品との併合、継続償還等の検討等とともに、その後の商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。	実施	お客さま本位の業務運営に関する方針 2. お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します。 7. お客さまの声に寄り添って、品質改善に活かします。	お客さま本位の業務運営に関する方針 2. お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します。 7. お客さまの声に寄り添って、品質改善に活かします。
補充原則 6	【金融商品の組成】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報等の提供を金融商品の販売に携わる金融事業者から受けるべきである。情報連携すべき内容は、より良い金融商品を顧客に提供するため活用する観点から実効性のあるものであるべきであり、実際に購入した顧客の属性等に係る情報のほか、例えば顧客からの苦情や販売状況等も考慮される。金融商品の販売に携わる金融事業者から情報提供を受けられない場合に、必ずしも応じて金融商品の販売を見直し、もしくは販売停止する。また、それが当該金融商品に係る金融事業者から得られた情報を踏まえた検討結果については、必要に応じて金融商品の販売を見直す金融事業者であるべきである。	実施	お客さま本位の業務運営に関する方針 2. お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します。 7. お客さまの声に寄り添って、品質改善に活かします。	お客さま本位の業務運営に関する方針 2. お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します。 7. お客さまの声に寄り添って、品質改善に活かします。
	【顧客に対する分かりやすい情報提供】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行なうべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の販売に携わる金融事業者との連携によってある。金融商品の販売に携わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者との連携によってある。	非該当	参考：金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する方針」との関連性	参考：金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する方針」との関連性
補充原則 7	【金融商品の組成】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行なうべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の販売に携わる金融事業者との連携によってある。金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の販売に携わる金融事業者との連携によってある。	実施	お客さま本位の業務運営に関する方針 3. お客さまのご理解・ご納得を得られる説明に努めます。	お客さま本位の業務運営に関する方針 3. お客さまのご理解・ご納得を得られる説明に努めます。
	【金融商品の組成】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その運用体制について個々の金融商品の商品性に応じた情報提供を行なうべきである。例えば、運用を行う者の判断が重要な金融商品については、当該金融事業者のビジネスモデルに応じて、運用責任者や運用の責任を負う者について、本人の同意書の下、氏名・部署実績、投資哲学等情報を提供し、又は運用チームの構成や業務実績等を情報を提供するべきである。	非該当	参考：金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する方針」との関連性	参考：金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する方針」との関連性
補充原則 8	【金融商品の組成】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行なうべきである。	実施	お客さま本位の業務運営に関する方針 3. お客さまのご理解・ご納得を得られる説明に努めます。	お客さま本位の業務運営に関する方針 3. お客さまのご理解・ご納得を得られる説明に努めます。
	【照会先】	部署	カスタマーサポートセンター	
		連絡先	https://share.hsforms.com/1kAHhs_-eRR6kTHuHSReBnQcdlzm	